



くぎかいだより

NO. 207
 発行/北区議会
 〒114-8508
 東京都北区王子本町1丁目15番22号
 TEL(3908)1111(大代表)



常任・議会運営委員会及び特別委員会審査事項

特別委員会			常任委員会		
交通環境 対策	都区制度 等調査	防災 対策	地域 開発	建設	文教 福祉
21 駅周辺の交通バリアフリー対策について 首都高速道路王子線に係わる諸問題について	21 今後の都区のあり方に係わる都区協議について 地方財政制度の改革について(三位一体改革等)	21 地震災害について 風水害等について	65432 十條地区まちづくりについて (1)十條駅付近地下化に伴う諸問題について (2)十條駅周辺地区再開発について (3)十條防災まちづくりについて 西ヶ原地区まちづくりについて 志茂地区まちづくりについて 赤羽駅東口地区まちづくりについて 田端地区土地区画整理事業について 豊島五・六丁目地区の開発について	3 まちづくり部に関する事項	21 教育委員会事務局に関する事項
			1 十條地区まちづくりについて (1)十條駅付近地下化に伴う諸問題について (2)十條駅周辺地区再開発について (3)十條防災まちづくりについて 西ヶ原地区まちづくりについて 志茂地区まちづくりについて 赤羽駅東口地区まちづくりについて 田端地区土地区画整理事業について 豊島五・六丁目地区の開発について	1 議会運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 議長との諮問に関する事項	1 健康福祉及び子ども家庭部に関する事項
				2 地域振興部、区民部及び生活環境部に関する事項	2 健康福祉及び子ども家庭部に関する事項
					3 政策経営部、総務部、収入役室、選挙管理委員会事務局及び監査事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

平成18年第1回臨時会が5月26日に開会されました。



副議長
池田 博一



議長
後藤 憲司

新しい議長・副議長のあいさつ

北区議会臨時会におきまして、議長並びに副議長に選出いただき、責任の重さに身の引き締まる思いでございます。今日、少子高齢化のなか、税を始め、介護・医療・年金や地方自治の確立等、様々な課題が山積しております。

このような状況において、北区民の皆様からは議会に対する多くの声をいただいております。わかりやすい区議会の対応が求められております。また、議会と行政とのありかたが問われています。連携をしっかりと保ちながら、使命を厳しく認識し、種々提言をしてまいります。議会運営につきましては、公正で公平を期し、区民から信頼されその負託に応えられる区議会をめざし、全力を尽くしていく決意でございます。今後とも、皆様方のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

区議会の役割は



●区議会議員は 区民の代弁者です

【区議会議員の選挙】
議会は区民の直接選挙によって選ばれた議員で構成されています。議会は区民を代表する機関であり、区民の意思を区政に反映させる重要な役割を担っています。

【任期及び定数】

現在の北区議会議員の任期は、平成15年5月1日から平成19年4月30日までの4年間で、議員の定数は、条例により44人となっています。

【区議会と区長の関係】

区議会は区民の代表である区議会議員により構成され、区民生活に関わる重要な事項を決めています。一方、区長は区議会で決められたことに基づき、実際の区の仕事を進めています。議員も区長も、ともに区民の直接選挙により選ばれ、それぞれ独立した権限を持っています。そして相互に協力してよりよい豊かな区政を行うよう努力しています。



●議長は議会の 代表・進行役です

【議長・副議長の選出方法】
議長は、議員の中から選挙で議長と副議長を選びます。任期はいずれも議員の任期ですが、議会の許可を得て辞職することができます。

【議長の仕事】

議長は区議会のリーダーとして、会議の運営や秩序の維持に努め、議会に関する事務処理を指揮し、対外的に議会を代表します。副議長は議長が欠けたときや、病欠や出張などで不在の場合に議長に代わって仕事をします。

●議会には本会議と 委員会があります

【本会議と委員会の関係】
議会の最終的な意思決定(議決)は、本会議で行われますが、この本会議の予備審査機関として委員会が設けられています。

このような委員会制度をとるのは、本会議ですべての問題を議論するよりも、部門(所管)ごとに分かれて専門的に審査を行った方が能率的で、より深い議論ができるからです。

【委員長の仕事】

委員長は、委員会を招集することにも、委員会の議事の進行や整理を行います。委員長が不在の場合は、副委員長が代わって行います。

●定例会は年4回開かれます

【定例会と臨時会】
北区議会には、年4回(3月、6月、9月、11月)開かれる「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

【議会の招集】

区議会の定例会、臨時会は区長が招集しますが、議員定数の4分の1以上(北区議会においては11人以上)の議員から招集請求があったときは、区長は臨時会を招集しなければなりません。

【会期】

議会が活動する期間を「会期」といいます。会期の長さは、会期ははじめに議会の議決で決めます。原則として、会期中に本会議や委員会活動などを行います。

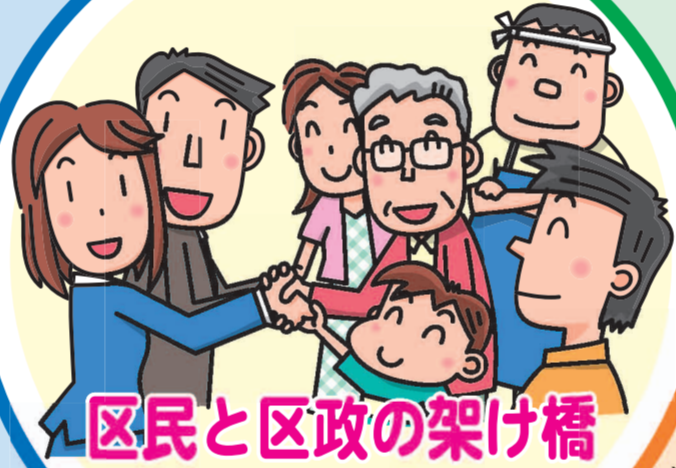
【議会の開会】

議会は、「開会」によって活動が始まります。開会は議長が宣告します。また、その日ごとの会議の開会と閉会も、議長の宣告により行われます。開会のためには、招集に応じて議員定数の半数以上の議員(北区議会においては22人以上)が出席していることが必要です。

●議会の窓口が 区議会事務局です

【区議会事務局】
区議会が区民の声にお応えするために十分な活動ができるよう事務局を置いています。

職員は議長が任命し、本会議、委員会運営の準備や、請願・陳情受付など、区民の窓口になっています。また、会議録や「くぎかいたより」の発行なども行っています。



区民と区政の架け橋 北区議会

区議会や議員の仕事は どんな仕事?



●議会では重要な 議案を議決します

【議決】
議会が区長や議員から提出された議案などを審議して、それに対する意思を決めることを「議決」といいます。議決には、予算や条例など区の意思を決めるものと、意見書・決議など区議会の機関意思を決めるものがあります。

条例の制定や改正、予算や決算その他、区が結ぶ重要な契約や財産の取得など、区の仕事で重要なことから、ほとんど区議会の議決が必要です。

【区政のチェック機能】

区政が正しく運営されているかどうかを調査したり、事務の内容をチェックすることも議会の大切な仕事の一つです。監査委員に監査を求め、実情を調べてもらうこともあります。本会議で「一般質問」を行ったり、また委員会や報告を受けて質問や提案をして、区政をチェックしています。

【任命・選任の同意・選挙】

区長が、区の重要な役職(助役、収入役、監査委員、教育委員)に就く人を決める際に、議会としてこれに同意するかどうかを決めます。また、区民の中から区選挙管理委員を議会の選挙で選びます。

●議案は公平に、慎重に 審議されます

【会議の諸原則】
本会議や委員会においては、議事を円滑に進めるための重要なルールがあります。

●公開の原則

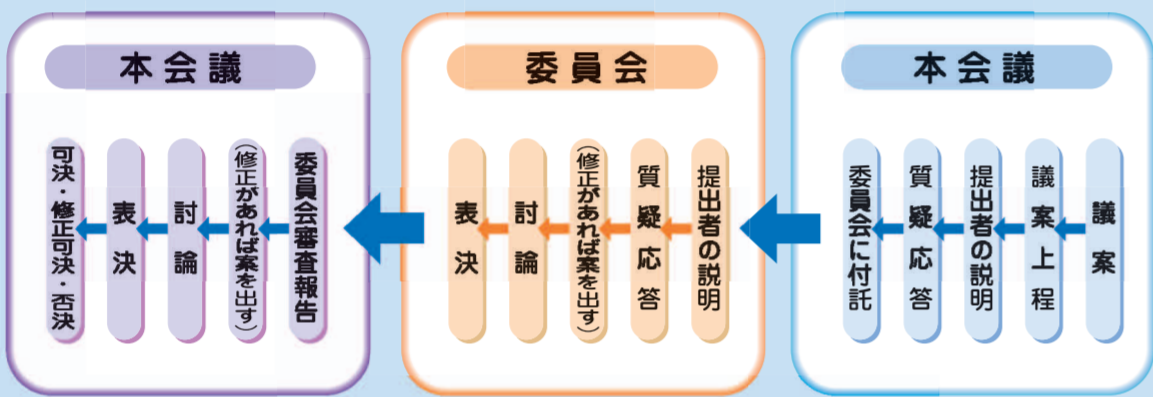
会議を傍聴できます。

●定数の原則

会議を開くには、定数の半数以上の議員の出席が必要です。

●過半数議決の原則

議決するには、出席議員の過半数の賛成が必要です。



●議会は審議能力の 向上に努めています

【議員の派遣】
議会は、審査の参考にするため、必要に応じて議員を視察に派遣することができます。

【委員会の調査活動】

委員会は審査や調査に必要があるときは、委員を視察に派遣することができます。また、国や都の職員や専門家を招いて、説明会や勉強会を開くこともできます。

【住民の意見の把握】

議員は区民の代表として、区民の意見を聞いたり、相談に応じたりして、区に対する要望を把握することに努めています。また、区民が議会に提出する請願書の紹介議員となることもあります。

【区政の調査】

区役所がどんな仕事をしているか、仕事のやり方に問題はないか、新たにどんな仕事をしたらよいかなどを調べるために、実地調査をしたり、担当者の話を聞いたりします。議員個人はもとより、会派でも区政に関する勉強会や調査活動を行っています。レベルアップを図っています。

●国や都などの関係行政 庁や国会に意見書を提出することもあります

【意見書の提案】
区議会は公益に関することについて、国、都などの関係行政機関及び

区民が議会に参加するには



●区民の要望は請願や 陳情として提出できます

【請願・陳情の提出方法】
請願・陳情は、議会に対して文書で施策の実現を要望する制度です。「請願」には議員の紹介が必要です。請願・陳情の提出先(あて名)は、区議会事務局です。区議会事務局へ提出します。受付は常時行っていますが、定例会の会期中の委員会や審査するためには、事務手続き上、会期の初日の4日前(区役所が休みの日を除く)までに提出する必要があります。

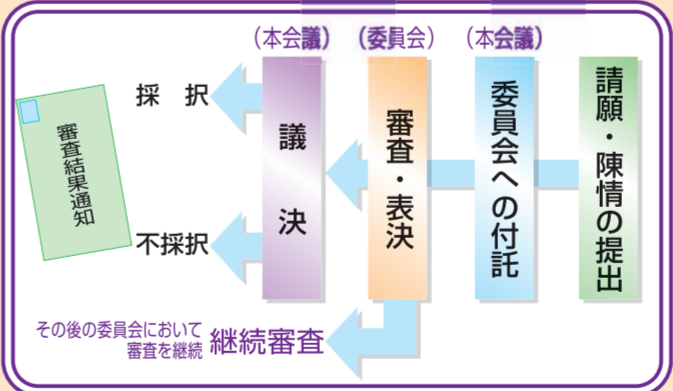
Form for submitting petitions and requests. Fields include: 要旨 (Purpose), 理由 (Reasons), 請願者(陳情者) (Petitioner/Complainant), 住所 (Address), 氏名 (Name), 電話番号 (Phone number), 年月日 (Date/Time), 東京都北区議会議員 殿 (To: Members of the City Council of Kita-ku, Tokyo).



【請願・陳情の審査方法】

請願・陳情は慎重に審査し、その内容に議会として賛成できるものは「採択」・賛成できないものは「不採択」とします。なお、引き続き審査すべきと判断した場合には、「継続審査」とします。

採択された請願・陳情のうち区で取り扱ふべきものは、議長から区長や教育委員会をはじめとする行政委員会などの執行機関へ送付します。執行機関は、その後の取り組み状況について議会へ報告することになります。また、請願・陳情の提出者には、その審査結果を通知しています。



●区議会を傍聴しよう

【会議の公開】
区議会では区民に身近な問題を審議しています。区民が区議会における審議状況を知ることができるよう、本会議や委員会を原則として公開していますので、これらの会議を「傍聴」することができます。

【傍聴の方法】

本会議は、区役所第一庁舎4階の区議会事務局で傍聴券の交付を受けてから、6階の傍聴席で傍聴できます。委員会は、委員会室で傍聴簿に記入の上、傍聴できます。本会議場の定員は70人、第一委員会室は20人、第二委員会室は30人です。いずれも先着順となります。

●区議会の活動について 知りたい方は

【区議会の広報】
区議会では、定例会の日程をお知らせする「くぎかいたのお知らせ」を区の地域振興室などに貼り出しています。

また、区議会の活動状況をお知らせする「くぎかいたより」及び本会議の内容をお知らせする「会議録」や年間の活動状況をまとめた「区議会年報」を発行しています。「くぎかいたより」は、目の不自由な方のための点字版とテープ版(音声)の「くぎかいたより」を発行していますので、区議会事務局まで申し出ください。会議録や年報は最寄りの図書館で、委員会の記録は区議会事務局で閲覧できます。

さらに、インターネットによる区議会の広報も行っています。北区のホームページ (<http://www.city.kita.tokyo.jp/>) の「北区議会」からご覧いただけます。

●発言・賛否の意思表明は議員の最も大切な権利です

【会議への出席権・発言権・質問権・賛否の意思表明権】
会議に出席して発言・質問したり、議題に対する賛否の意思を表明することは、議員として、最も基本的な重要な権利です。

【議会の招集請求権】

区議会を招集する権限は区長にあります。議員定数の4分の1以上(北区議会においては11人以上)の議員から会議で取り上げるべき事件を指示して、また、区長などの執行機関の報告を求め臨時会を開くように請求があった場合は、区長は招集しなければなりません。

政治倫理 条例とは



議員が区民の厳格な信頼を受けた立場にあることを認識し、区民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清浄で民主的な区政の発展に寄与することを目的に制定し、平成11年5月1日より施行しました。

条例では、政治倫理法として、①区民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎むことと、区議会の採用に介入すること、その職務に不当の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。②区民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して、職務の公正を疑わせるような金品の授受等をしていないこと。③区が行う売買、委託及び請負の契約に関し、特定の個人及び企業その他の団体のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。④兼業・兼職報告書に記載した企業その他の団体に、区民に対し疑惑の念を生じさせることがないように努めること。⑤政治活動に関し企業その他の団体からある寄附等を受けないこと。特に、区と現に売買、委託及び請負関係にある企業からの寄附等は自粛すること等を定めています。

また、この基準の遵守には区民の皆さんの協力も不可欠です。この条例では、区民が議員に対して、この基準に反する働きかけを行ってはならないとしています。

新しい議会の構成

議長 後藤 憲司

副議長 池田 博一

議会選出監査委員
清水 希一
大畑 修

常任委員会

◎委員長 ○副委員長

企画総務委員会 (定数9人)	区民生活委員会 (定数9人)	健康福祉委員会 (定数9人)	文教委員会 (定数8人)	建設委員会 (定数9人 欠員1人)					
 ◎宇野 等 上十条1-9-23-1002 3909-0473(公)	 ○小池 工 浮間3-1-4-504 5392-4892(自)	 ◎八巻直人 滝野川2-34-4-201 3917-9827(共)	 ○花見 隆 志茂3-21-9 3598-1040(民)	 ◎相楽淑子 赤羽北3-22-17 3900-7814(共)	 ○大島 実 豊島5-5-6-528 3914-9342(公)	 ◎尾身幸博 田端5-7-9 3821-6965(自)	 ○佐藤有恒 滝野川1-68-7-1101 3940-8177(社)	 ◎榎本 一 滝野川2-6-11-101 3940-9373(民)	 ○八百川 孝 東十条5-1-9-101 3901-9898(共)
 小関和幸 豊島5-4-1-1319 3912-6622(公)	 金子 章 十条仲原1-3-7 3908-6661(あ)	 上川 晃 赤羽台4-17-18-808 3907-0505(公)	 河野昭一郎 田端新町1-27-14 3893-8232(自)	 大畑 修 中十条3-8-9 3908-8669(民)	 黒田みち子 滝野川5-9-3 3916-0056(自)	 池田博一 赤羽北1-3-1 3907-0669(北)	 稲垣 浩 浮間2-10-7 5392-1242(公)	 青木博子 志茂4-25-3 3901-7645(公)	 石川 清 赤羽西2-18-12 3900-9222(緑)
 木元良八 神谷2-11-2 3902-3564(共)	 鈴木隆司 志茂3-17-23 3901-3618(民)	 高木隆司 中十条1-24-13 3900-9796(自)	 土屋 敏 田端3-3-14 3827-7605(公)	 清水希一 浮間3-21-14 3967-5580(公)	 永沼正光 志茂2-48-4 3901-7571(自)	 樋口万丈 豊島3-13-10 3913-9015(自)	 福田伸樹 赤羽台3-13-24-202 3900-0137(民)	 後藤憲司 滝野川6-46-14-204 3916-2908(公)	 林 千春 豊島4-16-34-811 3914-3407(民)
 福田 実 王子5-2-4-601 3927-3304(社)	 山崎泰子 豊島7-19-10 3927-7832(共)	 中川大一 赤羽北2-18-18 3900-5553(共)	 古沢久美子 志茂5-2-12 3901-8703(市)	 平田雅夫 堀船4-5-15 3912-2567(社)	 福島宏紀 豊島5-4-1-618 3913-4751(共)	 本田正則 田端3-4-12-305 3824-3956(共)	 横満加代子 王子3-8-2 3914-5708(公)	 藤田隆一 上中里2-4-11 3911-1318(自)	 谷口 健 赤羽南1-16-2-605 5249-5886(共)
 山崎 満 赤羽西4-19-8 3909-3846(自)		 山中邦彦 赤羽2-49-11 3901-9376(あ)		 安田勝彦 神谷3-30-10 3902-1812(あ)					

(会派名の略称)

公=公明党議員団
あ=あすか新生議員団

共=日本共産党北区議員団
社=社会フォーラム

自=自由民主党議員団
緑=緑風クラブ

民=民主党北区議会議員団
市=21世紀市民の会

北=北クラブ

議会運営委員会 (定数13人)

- ◎黒田みち子 ○小関和幸
- ◎宇野 等 ○上川 晃
- ◎小池 工 ○鈴木隆司
- ◎中川大一 ○花見 隆
- ◎平田雅夫 ○安田勝彦
- ◎八巻直人 ○山崎 満
- ◎山崎 満

特別委員会

地域開発特別委員会 (定数)

- ◎福田伸樹 ○高木隆司
- ◎宇野 等 ○大畑 修
- ◎金子 章 ○河野昭一郎
- ◎佐藤有恒 ○清水希一
- ◎古沢久美子 ○本田正則
- ◎八百川 孝

防災対策特別委員会 (定数)

- ◎横満加代子 ○木元良八
- ◎青木博子 ○石川 清
- ◎尾身幸博 ○小池 工
- ◎相楽淑子 ○土屋 敏
- ◎花見 隆 ○山中邦彦

都区制度等調査特別委員会 (定数)

- ◎永沼正光 ○福田 実
- ◎池田博一 ○稲垣 浩
- ◎小関和幸 ○鈴木隆司
- ◎中川大一 ○林 千春
- ◎樋口万丈 ○福島宏紀
- ◎山崎 満

交通環境対策特別委員会 (定数)

- ◎谷口 健 ○上川 晃
- ◎榎本 一 ○大島 実
- ◎黒田みち子 ○後藤憲司
- ◎平田雅夫 ○藤田隆一
- ◎安田勝彦 ○八巻直人
- ◎山崎泰子

会派一覧と役職

公明党議員団

- 宇野 等 □小関和幸
- ☆上川 晃 △青木博子
- 稲垣 浩 大島 実
- 後藤憲司 清水希一
- 土屋 敏 横満加代子

日本共産党北区議員団

- 八巻直人 □中川大一
- ☆山崎泰子 △木元良八
- ◇谷口 健 相楽淑子
- 福島宏紀 本田正則
- 八百川 孝

自由民主党議員団

- 山崎 満 ◇河野昭一郎
- ☆小池 工 △尾身幸博
- 黒田みち子 高木隆司
- 永沼正光 樋口万丈
- 藤田隆一

民主党北区議会議員団

- 鈴木隆司 □林 千春
- ☆花見 隆 △榎本 一
- 大畑 修 福田伸樹

あすか新生議員団

- 安田勝彦 □金子 章
- ☆山中邦彦

社会フォーラム

- 平田雅夫 □福田 実
- ☆佐藤有恒

緑風クラブ

- 石川 清

21世紀市民の会

- 古沢久美子

北クラブ

- 池田博一

- 幹事長 □ 副幹事長
- ☆ 政務調査会長 △ 政務調査副会長
- ◇ 区議会だより編集委員会委員